

筑北三村地域自立支援協議会 部会・プロジェクト議事録

部会・プロジェクト名 第Ⅰ回就労支援部会	開催日：令和 7 年 6 月 9 日（月） 時間：14:00～16:00 場所：ちくほくシャインカレッジ 図書室
参加者・構成機関名（8 名参加） 筑北村住民福祉課（部会長清水） 筑北村社会就労センター（玉井） 麻績村福祉企業センター（江森） 生坂村社会就労センター（宮川） ちくほくシャインカレッジ（今井） わっこ谷の山福農林舎（井上） 障がい者就業・生活支援センターしえるぱ（山田） 事務局（藤澤）	
次第 1.昨年度ふりかえり 2.就労選択支援について 3.今年度の活動	
次回 8 月 22 日（金）14:00～ ちくほくシャインカレッジ	

会議内容

1.昨年度ふりかえり

（玉井前部会長）事業所間での就労等の共有を行い障がい者就労の理解を深めた。エプソン水辺の施設見学に行き、合理的配慮の取り組みを学んだ。その後合理的配慮の勉強会を行い各事業所の取組等の意見交換を行い、重ねて勉強できてよかった。

（部会員）社会就労センターや地域の事業所との交流や知る機会になった。施設見学は企業の取り組みが勉強になった。

2.就労選択支援 について

圏域プロジェクトリーダー山田氏より就労選択支援の実施について（配布資料あり）

- ・ 3月になり全体像がようやく見えてきている。10月から事業がスタートするが、今年度もモデル事業を予定している。就労選択支援員の研修が始まり、動きながら整理をしていく事業になる。
- ・ 合理的配慮は障害者差別解消法により民間も義務化している。就労選択支援は障害者総合支援法に基づき定められ、やっている事は同じように見えるが根拠法が異なる。
- ・ 事業の主旨は本人の意思とは別に A 型や B 型で囲ってしまわないように、多機関で話し合って進めていき複数の事業所も関わりが出てくる。

①概要

- ・ 就労選択支援とは本人に合うサービスを選択することを支援する意思決定をサポートする。
- ・ 就労先ありきのアセスメントではなく、情報が引き継がれて共有されその結果、就労先の選択となる。ポイントは本人と協働して考えること。アセスメントシートは決まっておらず参考程度が提示されていて今後の検討項目になっている。
- ・ 対象者は就労移行の利用を考えている人、既に利用をしている人、特別支援学校の希望者。
- ・ 開始時期は 10 月から就労継続支援事業 B 型がスタート、来年4月から A 型と就労移行がスタートする。
- ・ 支給決定は原則1か月間だが、利用日数は自由。
- ・ 圏域の動きとして、自立支援協議会連絡会にて R7年4月から来年3月までプロジェクトになっている。6月 30 日第Ⅰ回を予定。

②予想される課題

- ・ 就労選択支援を実施できる事業所があるか。
- ・ 計画相談が必要だが、相談支援事業所の現状ではいっばいで受けてもらえるか。
- ・ 本人の希望と異なる可能性や本人が選択支援の利用を望まない時の対応。

③意見交換

- ・ 利用期間1か月なのは意味がわからない。
→給付期間で短いとなれば市町村判断で延長可能。
- ・ 抱え込みが予想される。受けるか受けないか、意味あるものにしていくのはどうした良いか。これまで自分で選択をする経験が少ない人が障がい者には多い。選択肢の提案をしてもらえると良いイメージがつく。
→決めて貰うことが習慣だった人が多い。自分で決めることを支援する。
- ・ 就労に限らず、本人の意思決定を支援することを考えると就労だけではない大きな広さを感じる。
- ・ 社会就労センターの利用者の就労選択支援事業の利用は可能か。
→利用者の現状を考えると話しをしても内容の理解が難しいのではないかと。長年勤めている場なので、他の選択をすることも厳しいと感じる。
→高齢であり、本人だけではなくつながりがあり勤めている人が多い。移動の困難さもある。迷っている人には良いが、あまりニーズは無いように感じる。
→長年地元で働いている人達には混乱になるのではないかと。
- ・ B型利用者は使わないといけないのか。
→間に合わないので利用せずともB型は利用できる。
- ・ アセスメント実施機関はあるか。三村で行う事業所があるか。遠方の場合、どのように利用ができるか。
→三村で受けられる事業所や圏域での連携ができる事業所の検討。

3. 今年度の活動

- ・ 就労選択支援について圏域プロジェクトの協議を元に三村の協議会としての協議を行う。
- ・ 商業施設における就労関係の施設見学の希望が昨年度の企業見学後にあったが、今年度は行わない。

4. 年間予定

第2回 8月22日(金) 14:00～

第3回 12月頃 後日調整